

事業継続力強化支援事業の目標

1 現 状

(1) 地域の災害リスク

(風水害・雪害)

本町は、地形の影響から年間降水量が多く、たびたび台風、大雨等による被害に見舞われている。この原因としては低気圧が北海道の南を通過すると東から南寄りの風が強くなり、高温多湿な気流が北の山地を上昇して雨雲が発達し大雨を降らせやすい条件となっていること等が考えられる。また、比較的、風は穏やかで降雪の少ない地形ではあるが、雪害による被害も受けている。

平成 23 年以降の風水害・雪害による主な被害状況は、以下のとおりである。

発生年月日		種別	災害の概要
平成 23 年	8 月 2 1 日	大雨	集中豪雨による大雨被害 雨量 森野 380 mm (最大雨量 77.5 mm/h) 土木被害 3 件 被害総額 5,450 千円
	9 月 5 日 ~ 6 日	豪雨	台風 12 号及び停滞前線による集中豪雨被害 雨量 白老 81.0 mm (最大雨量 41.5 mm/h) 森野 180.0 mm (最大雨量 42 mm/h) 林道被害 14 か所 被害総額 4,000 千円
平成 24 年	1 月 2 2 日 ~ 2 3 日	大雪	大雪被害 降水量 森野 148.5 mm (最大降水量 14.5 mm/h) 農業被害 10 件 商工被害 1 件 水道断水 2,500 戸 被害総額 150,500 千円
	9 月 9 日 ~ 1 0 日	大雨	大雨被害 雨量 森野 259.0 mm (最大雨量 71.0 mm/h) 土木被害 2 件 被害総額 3,300 千円
	1 1 月 2 6 日 ~ 3 0 日	暴風・停電	暴風雪に伴う登別送電線鉄塔の倒壊による停電被害 最大瞬間風速 16.9m/s 虎杖浜地区最大 870 戸停電 27 日~30 日避難所開設 (虎杖浜公民館) 最大 19 人避難 商工被害 4 件 被害総額 7,220 千円 ※災害救助法適用
	1 2 月 6 日	暴風	暴風被害 最大風速 22.5m/s 最大瞬間風速 29.8m/s 人的被害 軽傷 1 人 農業被害 7 件 水産被害 4 件 文教施設被害 6 件 社会教育被害 2 件 被害総額 7,200 千円
平成 25 年	1 0 月 2 5 日 ~ 2 6 日	大雨	大雨被害 雨量 森野 255.0 mm (最大雨量 30.5 mm/h) 住家被害 床下浸水 5 棟

平成 26 年	9 月 10 日 ～ 12 日	大雨	低気圧停滞による大雨被害 雨量 白老 140.0 mm (最大雨量 49.5 mm/h) 森野 284.5 mm (最大雨量 48.0 mm/h) 記録的短時間大雨情報 4 回発表 (10 日～11 日) 大雨特別警報発表 (11 日 8 時 15 分) 避難勧告発令 8 避難所 最大 120 人避難 住家被害 床上浸水 1 棟 床下浸水 4 棟 農業被害 20 件 土木被害 53 か所 林業被害 1 件 衛生被害 2 件 商工被害 4 件 被害総額 821,358 千円
	12 月 16 日	暴風	低気圧による暴風被害 最大風速 21.9m/s、最大瞬間風速 27.9m/s 建物被害 10 件、外灯損壊 4 件、倒木被害 4 件
平成 27 年	9 月 2 日	大雨	大雨被害 土木被害 道路冠水 3 件
	9 月 10 日 ～ 12 日	大雨・強風	暴風雨被害 建物被害 3 件、商工被害 1 件
	10 月 8 日	暴風	暴風被害 最大瞬間風速 27.3m/s 建物被害 7 件、倒木被害 17 件、停電被害 46 戸
平成 28 年	2 月 29 日	暴風雪	低気圧による暴風雪 最大風速 23.0m/s (最大瞬間風速 31.1m/s) 建物被害 住家被害 5 件、非住家 3 件 農業被害 1 件、商工業被害 1 件
	6 月 25 日	大雨	大雨被害 雨量 186mm 建物被害 床下浸水 2 件、 土木被害 道路冠水 6 件
	8 月 17 日 ～ 18 日	大雨	大雨被害 雨量 : 233mm (時間最大雨量 : 56.5mm/h) 土木被害 道路冠水 6 件
	8 月 30 日 ～ 31 日	台風	台風 10 号 最大風速 23.6m/s (最大瞬間風速 31.4m/s) 最大波高 6.17m 建物被害 住宅被害 2 件、非住宅被害 7 件、床上下浸水 3 件 農業被害 2 件 倒木被害 21 件 港湾 防波堤一部損壊
	9 月 17 日 ～ 18 日	台風	台風 18 号 最大風速 17.6m/s (最大瞬間風速 17.6m/s) 家屋被害 住宅被害 2 件、非住宅被害 2 件 農業被害 2 件 倒木被害 3 件 土木被害 竹浦飛生川・飛生線路肩決壊・国道 36 号竹 浦橋損傷
平成 29 年	12 月 25 日	暴風	低気圧による暴風被害 最大風速 13.6m/s 建物被害 住家被害 1 件、非住家被害 8 件 農業被害 1 件

平成 30 年	9 月 3 日 ～ 5 日	台風	台風 21 号 最大風速 22.5m/s (最大瞬間風速 32m/s) 建物被害 住家宅 2 件、非住家 2 件 農業被害 農作物 4 ha、営農施設 11 件 商工業被害 商業被害 3 件、工業被害 2 件、その他 4 件 林業被害 13 か所 倒木被害 42 件 停電被害 5 地区 (800 戸)
令和元年	8 月 16 日	台風	台風 10 号 最大風速 11.3m/s (最大瞬間風速 17.1m/s) 停電被害 300 戸 倒木被害 1 件

【 白老町集計資料 】

### (地 震)

白老町に影響を及ぼす可能性がある地震は、地震調査研究本部によると、石狩低地東縁断層帯による地震が想定されており、地震ハザードステーションの防災地図によると、今後 30 年以内に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる発生確率は市街地で 3～26%となっている。

また、平成 26 年の石狩地方南部地震、平成 30 年の胆振東部地震では震度 5 弱を観測しており警戒が必要なほか、胆振東部地震の影響で発生したブラックアウトでは、町内で電力が復旧するまで商品の廃棄等により約 2 億 4,300 万円の商工業被害が発生した。

平成 23 年以降の地震等による主な被害状況は、以下のとおりである。

発生年月日		種別	災害の概要
平成 23 年	3 月 11 日	地震・津波	14 時 46 分 東北地方太平洋沖地震 M9.0 白老町震度 3 津波警報発令 白老港潮位 180 cm 避難勧告発令 10 避難所 最大 644 人避難 水産被害 2 件 文教施設被害 1 件 被害総額 9,881 千円
平成 26 年	7 月 8 日	地震	18 時 5 分 石狩地方南部地震 M5.6 白老町 震度 5 弱 人的被害 軽傷 2 人 商工被害 3 件 文教施設被害 3 件 社会教育被害 4 件 総被害額 6,005 千円
平成 30 年	9 月 6 日	地震	3 時 7 分 胆振東部地震 M6.7 白老町震度 5 弱 建物被害 住宅 4 件、公共施設 14 件 土木被害 水道管漏水 2 件、道路の亀裂等 1 件 農業被害 4 件 被害額 : 66,560 千円 商工業被害 51 件 被害額 243,402 千円

【 白老町集計資料 】

### (津波・洪水)

平成 25 年 3 月に発行した白老町防災マップ(津波)については、大町商店街で 1～2 m 程度の浸水想定となっているが、令和 2 年 4 月に公表された日本海溝・千島海溝を震源とした大地震による津波想定は、現在の想定より浸水深が上昇する可能性があり、今後公表される詳細浸水想定図に基づいた「防災マップの改定」を予定している。

併せて町内にある二級河川のハザードマップについても防災マップに掲載する予定である。

(土砂災害)

北海道土砂災害警戒情報システムによると、白老町全体で88箇所が土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されているが、各区域に商工業者の所在はない状況である。

(感染症)

新型インフルエンザは、人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とするインフルエンザであって、ほとんどの人が新型ウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念される。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 633人(独自データ)
- ・小規模事業者数 585人(H26 経済センサス)

	業 種	商工業者数	小規模事業者数	備 考
商工業者	建 設 業	79	79	町内に広く分散
	製 造 業	73	63	〃
	卸 売 業	17	17	〃
	小 売 業	120	119	市街地に集中
	飲 食 業	114	97	〃
	サービス業・その他	230	210	町内に広く分散

(3) これまでの取り組み

1) 当町の取り組み

項 目	年 月	備 考
白老町防災会議条例	S 3 7. 1 0	直近改正 H24. 9
白老町地域防災計画	H 2 7. 3	全部修正
防災に関する啓蒙活動	毎年1回	白老町総合防災訓練
	H 2 5. 3	白老町防災マップ全戸配布
	通 年	しらおい防災マスター会による防災講座等
防災備品の備蓄	H 2 6. 2	白老町災害時備蓄方針作成

2) 当商工会の取り組み

項 目	年 月	備 考
災害復旧貸付制度の周知	H 3 0. 1 0	北海道・日本政策金融公庫資金
防災訓練	H 3 1. 2	全職員10名が参加
リスクマネジメント資料配布	R 1. 5	チラシ配布 385部

## 2 課 題

- ・緊急時の取り組みについての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウを持った人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や支援内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・小規模事業者に対し予防接種の推奨や手洗いの徹底について周知することが必要。
- ・体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することが必要。

## 3 目 標（期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日）

### ○成果目標

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定目標	
			事業継続力強化計画	
			うちBCP	
建設業	79	79	2	2
製造業	73	63	2	1
卸売業	17	17	1	1
小売業	120	119	3	3
飲食業	114	97	2	2
サービス業・その他	230	210	4	3
合 計	633	585	14	12

※策定目標については、地震・津波災害を第1の災害リスクとし、物流やライフラインに直結する小規模事業者を優先して策定支援を行う。事業者への周知を図りつつ商工会における人員体制を考慮したうえで、概ね8期（40年）程度で町内全小規模事業者が計画を策定するよう設定する。

### ○実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関との情報共有、復興支援が行える体制構築	連携会議開催	年1回
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回

#### 4 その他

- 経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画評価委員会を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

- ・事前継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害等の発生に備える意識を高め、自ら防災対策・感染症拡大防止対策を実施する。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、新北海道スタイルの実践、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）についての重要性について説明を行う。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、本計画を公表するほか、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和4年度中までに事業継続計画を策定予定
- ・新型コロナウイルス感染予防として、新北海道スタイルに沿った職員の健康管理の徹底、施設内の定期的な換気、設備、器具などの消毒・洗浄などについて計画に盛り込む。

ウ. 関係団体との連携

- ・全国商工会連合会と提携している損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以

外も対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。

- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共済依頼を行う。

#### エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認(年1回実施)

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定目標	
			事業継続力強化計画	
			うちBCP	
建設業	79	79	2	2
製造業	73	63	2	1
卸売業	17	17	1	1
小売業	120	119	3	3
飲食業	114	97	2	2
サービス業・その他	230	210	4	3
合計	633	585	14	12

- ・事業継続力強化支援計画評価委員会において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

#### オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(震度6弱の地震)が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	商工会館防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連絡先	白老町経済振興課商工労働グループ、白老町総務課危機管理室

#### (2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に携帯電話等で職員の安否と業務従事の可否確認を行う。自身が危険な状況にある場合は出勤せずに身の安全確保に努め、その旨を管理者等へ報告する。
- ・連絡方法の優先順位 ①電話 ②SNS ③災害用伝言板 ④メール等
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)の情報共有を行う。



- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザなど対策特別措置法による道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・白老町災害対策本部の方針に従い、当町経済振興課と連携をとり応急対策の実施に向けた役割・分担・スケジュールの作成を行う。
- ・全職員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

【被害規模の目安】

規模	被害の内容	配備要員
大規模な被害あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。(連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じていると想定)</li> </ul>	全職員
被害あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>	事務局長 経営指導員
ほぼ被害なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>	事務局長 経営指導員

- ・本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有する。

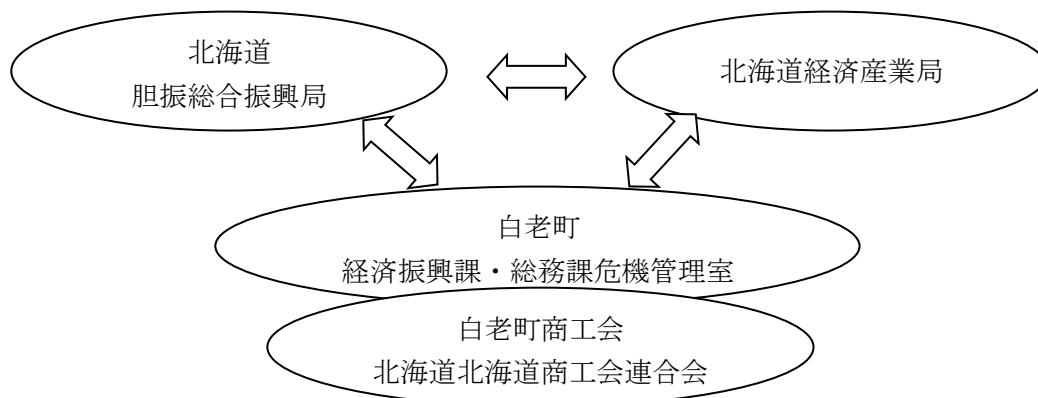
発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・新型インフルエンザ等の取り組みとして、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等、体制維持に向けた対策を実施する。

(3)発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発災時に被害を最小限に防止するため、地域な小規模事業者の被災情報の迅速な報告及び指示命令を円滑に行うことができる系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生の恐れのある箇所に対して、活動できる範囲や内容を決定、共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。

- ・被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・当商工会と当町が共有した情報は、道の災害情報報告取扱要領で指定する方法により胆振総合振興局及び北海道商工会連合会に報告するほか、別途指定があった方法にて報告する。
- ・災害情報等報告取扱要領の報告方法



#### (4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、白老町と相談する。また、国や道の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。(安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。)
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や道、市町村等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### (5) 地域内小規模事業者に対する復興支援

- ・白老町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

#### (6) その他

- ・本計画は、白老町・白老町商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

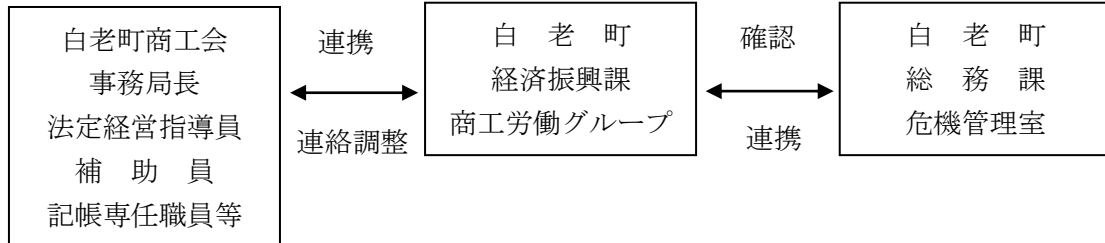
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年12月現在)

1 実施体制 (商工会と関係市町村の共同体制)



2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 大澤 一彦、鴻野 剛一 (連絡先は下記3(1)参照)

(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組を企画・立案し、実行する。
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップを1年に1回以上実施する。

3 商工会、関係市町村連絡先

(1) 商工会

白老町商工会

〒059-0905 北海道白老郡白老町大町2丁目3番4号

TEL: 0144-82-2755

FAX: 0144-82-5318

E-mail: shiraoi@rose.ocn.ne.jp

(2) 関係市町村

白老町経済振興課商工労働グループ

〒059-0905 北海道白老郡白老町大町1丁目1番1号

TEL: 0144-82-8214

FAX: 0144-82-4391

E-mail: syoko@town.shiraoi.hokkaido.jp

4 その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・ 専門家派遣費	80	80	80	80	80
・ セミナー開催費	70	70	70	70	70
・ パンフ、チラシ作成費	50	50	50	50	50
・ 防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

調達方法
会費収入・・・商工会員ごとに請求し、口座振替、窓口・巡回による集金で徴収
道補助金・・・小規模事業指導推進費補助金
町補助金・・・商工会運営補助金
他補助金・・・伴走型小規模事業支援推進事業費補助金など
手数料等・・・各種事務代行手数料や事務受託料

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。